

Q & A

通学路危険箇所アンケートの中にあった質問について、学校に確認しました。

Q1.

しまむら付近の交差点や郵便局の脇を利用している児童を見かけます。

その交差点は通学路にはなっていないはずです。

A1.

通学路ではありませんので、使用できません。

Q2.

朝の通学時間に見守りをして下さっている方に、ファミリーマートの交差点や、

ロイヤルクリーニングの交差点にも

立っていただくことは可能でしょうか？

A2.

地元自治会長などにも依頼してみます。

Q3.

児童の下校時間にゴミ収集車や新聞配達のバイクの運転が荒い気がします。

何か対策できませんか？

A3.

市役所などに話をして、関係諸機関に連絡してもらいます。

Q4.

登下校中にもし通学路以外の道を通って事故に遭ってしまった場合、被害にあった子が責められるようなことになりませんか？

加害者が有利になることになりませんか？

A4.

学校教育法、学校保健安全法等の法律において、学校の災害共済の範囲が、教育活動、校外学習、行き帰りの通学となり、当然通学路で通うことが条件となります。学校が通学路を通り帰る指導をするのはこのような背景があります。

引越等学区外通学を保護者が申請する場合は、通学中は保護者の責任になるのも災害共済の範囲ルールによるものです。

通学路以外の事故は、学校の災害共済の範囲から外れてしまう点では大変保護者が不利益となります。

交通事故そのものに関しては、通常の事故のケースと変わらないと思います。

しかし、通学路を通らないことで、保護者の皆様が利益になることはないと思います。

学校、保護者ともに、通学路を通り通学する意味を知らせていくことが大切だと思います。